

第 14 回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 3 年 8 月 5 日（木）午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
農業委員会許可処理案件
議案第 2 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理利用権設定
各筆明細について
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
①農地あっせん事業について
②農地利用状況調査（農地パトロール）について
③各部会での協議内容結果について
④北部三町村農業委員会交流会について
⑤農地買受け借受け希望について
- 5 その他
①情報提供
②当面の日程について
③その他

6 出席農業委員 (11人)

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

有賀晴彦	伊藤良夫
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	唐澤茂	
------	------	-----	--

10 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席者でございますけれども農地利用最適化推進委員の渡邊委員がコロナワクチンの関係で欠席という事でございます。その他の委員は全員の出席を頂いております。会議規則第6条の規定によりまして、この総会は成立をしておりますので、ただ今から第14回農業委員会総会を開会致します。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、有賀晴彦委員と伊藤良夫委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告。</p> <p>1件1筆</p> <p>番号3-28につきまして質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p> <p>この件につきましては相続でありますし、あつせんの希望はなしという事です。報告事項①につきましては受理と致します。</p> <p>報告事項は以上で終わります。</p>
議長	<p>2 議事</p> <p>議案第1号 農地審議 農地法第5条関係(農業委員会許可処理案件)についてを議題とします。</p>
事務局	<p>朗読 上程</p> <p>番号1から番号5は議案書と意見書にありますとおり、農地法第5条の許可案件の全てを満たしております。</p>
議長	<p>地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p> <p>番号1につきまして、唐木義秋委員の説明を求めます。</p> <p>地図は、会議資料の2ページをご覧頂きたいと思ひます。ご覧頂いたとおり周りにはかなり家があるものですから第1種農地ではないのではないかと事務局にお伺いをしましたが、ここは第1種農地の扱いだそうです。それで[]が駐車場として使うという事で購入をするわけ</p>
唐木義秋委員	

	<p>ですが、面積が ■■■ m²という事で既存の ■■■ の敷地がおおよそ ■■■ m²位ですので、不許可の例外に、農地ハンドブックの⑥のオ、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものという事で許可対象という判断になります。</p>
議長	<p>この案件ですが、ここは第1種農地ではないのではないかと唐木委員が質問をしたという事ですが、やはり第1種農地なのですか。第1種農地の判断の基準というのは農地ハンドブックにも書いてありますけれども10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という事になっているのですが、農地区分は今、この時点を判断しているのですか。それとも昔からこの場所は第1種農地ですよという事でやっているのかどちらですか。</p>
事務局	<p>申請があった時点での判断をさせてもらっています。</p>
議長	<p>ではそこの場所の状況によって変わってくるという事ですね。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
議長	<p>それでここを第1種農地と判断をした。第3種農地ではないと、それで第2種農地にもあてはまらないと、それで第1種農地としたと。</p>
事務局	<p>第3種農地ではないという事は、お分かりだと思いますけれども、第1種農地か第2種農地のどちらかというところで私も迷った所があります。それで第1種の不許可の例外に既存施設の拡張というところがありましたので、そこにあてはめるのが妥当ではないかなあという事で第1種農地という判断にしました。</p>
議長	<p>そういう判断の仕方という事ではありますが。</p>
事務局	<p>ただ現場を見に行きましたけれども、ここは第2種農地でも良いかなあという様な気はしています。ちょっと難しい所ではあります。</p>
議長	<p>ここは第1種農地だとしても既存の施設の拡張という事で、既存している施設の2分の1以内の面積でありますから、許可の範囲には入っているという事で、今、唐木委員さんからそういう説明がありました。それは確かにそういう事で良いわけですが、その基になる所が、ここは既存施設の拡張という事で良かったですけれども、もし他の形で申請が出てきていたらどうい様な判断をすれば良いのかなあという事で、ちょっと私もこの議案書が送られてきた時に悩んでいました。それでは良いですね。第1種農地という事で。事務局の判断は第1種農地という判断であるそうですので。皆さん番号1につきましてご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>番号1につきましては第1種農地ですので可否について挙手による採決を行います。番号1につきまして可とされる委員さんは挙手をお願い致します。</p>
農業委員	<p>(挙手 10名)</p>
議長	<p>はい、全員の方より挙手を頂きました。では番号1につきまして「許可相当」とします。</p>

議 長	番号2と番号3を一緒にという事で、今日、渡邊健寛委員は欠席という事で居ませんので、事務局から補足説明をよろしくお願い致します。
事務局	はい、では事務局から補足説明を致します。地図は会議資料の4ページになります。譲渡人の■■■■■ですが、■■■■■のため農業規模を縮小したいという理由です。譲受人の方は番号2、番号3の方、共に、現在アパート暮らしをしている為手狭なので、今後申請地を購入して住宅を建築したいという事で申請がありました。周りの農地に与える日当たりなどの影響などは、ないという事です。
議 長	はい、ここは両方ともに■■■■■近くという事になります。第3種農地であります。番号2、番号3につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。
征矢昌博委員	はい、ちょっとよろしいですか。番号3の方なのですけれども住宅面積が■■■㎡という事で結構小さい様な気がするのですけれども、この住宅建築面積で間違いはないでしょうか。
事務局	間違いありません。2階建ての住宅で、1階は■■■■■と洗面とユニットバスが付いているという間取りです。1階の床面積が■■■■■㎡という事です。延床面積だと■■■■■㎡なので、それほど大きいお家ではないという感じです。
議 長	はい、それでよろしいでしょうか。
征矢昌博委員	はい。
議 長 委員一同	他に質問等ございますか。 (特になし)
議 長 委員一同	特にない様でございますので番号2、番号3につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。
事務局	番号2、番号3につきましては「許可相当」とします。
議 長 唐澤茂委員	番号4につきまして、唐澤茂委員の説明を求めます。 番号4につきましては第3種農地でありますので原則許可という事です。特に補足説明はございません。
事務局	事務局から補足してもよろしいでしょうか。
議 長	はい、お願いします。
事務局	場所は会議資料の7ページに記載してありますが、今回の計画では赤く囲ってある所が申請地の農地で、■■■■■と青く囲ってある所で地目が宅地と書いてある所を■■■■■㎡、同時に取得して、住宅を建てるという申請内容になっております。
議 長	番号4につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。




委員一同 議 長	(特になし) 特にない様でございますので、番号4につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号4につきましては「許可相当」とします。
議 長 唐澤喜廣委員	番号5につきまして、唐澤喜廣委員の説明を求めます。 申請地の地図は会議資料の9ページをご覧ください。■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■挟まれた土地になります。■■■■■■■■■■という事で■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■という事でありまして、こちらは皆、■■■■■■■■■■です。この土地を■■■■■■■■■■取得して6区画に分筆をするという事です。ここにごございます建築条件付土地という事でありまして、私も初めてという事でありまして私も事務局の方から教わったのですけれども、この土地を■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■取得を致します。そして6区画に造成をするわけでありまして。そうして■■■■■■■■■■土地の購入者で売買契約を結びます。そして土地の購入者は勝手に家を建てるのではなくて、■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■転用事業者が指定をする業者と請負契約を結ぶと、こういうのが建築条件付土地という契約だそうです。詳しくは農地ハンドブックの4-30を見て頂ければ詳しく載っております。それから3ヶ月という条件があります。■■■■■■■■■■購入者が売買契約を結ぶ際に、3ヶ月の内に■■■■■■■■■■指定する建築業者と請負契約を結ばないとその契約はダメですよという事です。それから消極的2種という事でございます。まあ第1種農地ではないなあと、周りには宅地等、住宅が建っている訳なのですけれども第3種農地でもないというのは、■■■■■■■■■■からも550m位離れてしまっておりますので第3種農地というわけにもいかないという事です。
議 長 事務局 議 長	はい、ありがとうございます。事務局の方からは特にごございませんか。特にないです。 農地ハンドブックの方は、また後程見て頂ければ良いのかなあと、唐澤代理さんの方でしっかり調べてもらったところがございます。番号5につきまして他にご質問、ご意見等がありますか。
委員一同 議 長	(特になし) ない様でございますので、番号5につきまして、ここは第2種農地でもありますので可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号5につきましては「許可相当」とします。

	<p>以上で議案第1号は終わります。</p>
議 長	<p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題にします。</p>
事務局	<p>朗読 上程 3件6筆</p> <p>以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p>
議 長	<p>3件ありまして、その全てが新規でございます。番号3-72、番号3-73、番号3-74につきまして何かご質問等ありましたらお願い致します。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長 事務局	<p>ありませんか。番号3-72は、今まではどんな感じの農地だったのですが。■■■■■■この農地を取得して菊芋を育てていたのですが、ちょっと■■■■■■というのもあったり、菊芋の受け入れ業者の方から受け入れができないからと色々理由があったりで、もうできないという事で牧草地に替えるという事だそうです。</p>
議 長 伊藤良夫委員	<p>誰か■■■■■■牧草を作っていた所を引き継いだのかなあと思ったので。ほんと言うともっと前は他の人が牧草を作ったりしていたのですが、色々あって、そして最終的には今度、■■■■■■作ることになったのですが、■■■■■■他にも農地を借りている所があるのですけれども種を蒔かないのですよ。ロータリーをしているだけで、そういう事もありますので■■■■■■なのです。今度は実際に種を蒔いてくればよいのですけれども、様子を見てもないと本当に分かりません。ほんと農地がもったいないです。</p>
議 長 伊藤良夫委員	<p>今度、利用権の設定を受ける■■■■■■ですか。</p> <p>そうです。これ以外にも農地が色々あるのですが、ロータリーをするだけで実際には全然蒔いてないのですよ。あそこの畑もきっとそうなると思うのですよ。様子を見てもないと分かりませんけれども。</p>
議 長	<p>そういう事だそうですので、ちゃんと牧草を作ってもらえればそれで良いですが、はい、他にご意見、ご質問は、ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>ありませんか。1件目の人には事務局の方から、ちゃんと牧草を作って下さいという事を言ってもらって。</p>
事務局	<p>あの、この土地なのですが、アレチウリが酷くて、それを牛が食べてまたその糞がアレチウリを広げてしまうという、アレチウリが原因という事も一つあるという事だそうです。また、是非委員の皆さんと協力をして畑を見ていきたいと思っております。</p>
議 長	<p>そういう事で番号3-72、番号3-73、番号3-74につきまして可としてよろしいですか。</p>

委員一同 議 長	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-72、番号3-73、番号3-74につきまして「決定」する事とします。 以上で議案第2号は終わります。
議 長	議案第3号 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理利用権設定各筆明細 についてを議題にします。
事 務 局	朗読 上程 3件6筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満た しています。
議 長	番号3-75、番号3-76、番号3-77につきまして何かご質問等ございます か。
委員一同 議 長	(特になし) ありませんか。10年以上という事で牧草を作るという事の中で中間管理事 業を使ってという事になっております。この3件の土地は、ずっと繋がっ た農地ですか。番地を見ると皆似た様な感じですが。
事 務 局	番地から見ると確かに似た感じですが。
議 長	まとめて[]が3件分の畑を借り受けて公社が間に入った新規の契約 でございます。この件につきましてご質問、ご意見がありましたらお願い 致します。
委員一同 議 長	(特になし) ありませんか。
委員一同 議 長	(はい) 特にない様でございますので、番号3-75、番号3-76、番号3-77につ きまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-75、番号3-76、番号3-77につきまして「決定」する事とします。 以上で議案第3号は終わります。
議 長	議案第4号 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議 題にします
事 務 局	朗読 上程 1件2筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満た しています。
議 長	番号3-78につきまして担当委員の北爪秀夫委員、補足説明はありますで しょうか。

北爪秀夫委員	補足する事は特にありません。
議 長	皆様から番号3-78につきまして何かご意見、ご質問等がありますか。
委員一同	(特になし)
議 長	ありませんか。 [] 畜産をやられている方で、畑のあっせんです。
	7月16日にあっせん会が終わっているという事でございます。番号3-78
	につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。
	番号3-78につきましては「決定」する事とします。
	以上で議案第4号は終わります。
	議案審議は全て終了します。
事 務 局	・大芝宮農型太陽光発電施設で栽培されている薬用人参の収穫が始まった
	事を報告する。
	(収穫された薬用人参の葉と茎の部分を粉末にして、それをお茶に混ぜて
	試飲をする。)
議 長	それでは、10分か15分ほど休憩を取りますのでお願い致します。
	(休憩時間)
議 長	・収穫される薬用人参の今後について説明をする。
	([] が薬用人参の販売をするという事で契約を結んだ)
	3 協議事項
	①農地あっせん事業について説明をする。
	3件10筆
事 務 局	・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料P11~P19)
議 長	・補足説明をする。
	・特に問題はありませんので、このあっせん事業を進めていく事とする。
	②農地利用状況調査(農地パトロール)について(別添資料)
事 務 局	・令和3年度農地利用状況調査について、令和3年度日程、遊休農地調査
	と荒廃農地調査の統合、区分等について説明をする。
	(別添資料P1~P5)
議 長	・補足説明をする。
	・予定日程どおりに令和3年度も農地パトロールを行う事とする。
	③各部会での協議内容結果について

農業振興部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・農地のマッチング活動、農地相談会の実施日等について協議結果を説明する。(会議資料 P20)
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・協議の結果、農地利用調整会議の開催日時については、農業者の方の視点で開催をしていかなければいけませんので、今年は11月の末で時間は昨年と同じく夜に行い、その時に来ていただいた方に今後の開催日時等についてアンケートに答えて頂き、その結果を基に来年度からは開催日時を決めたいと思います。
農政部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(改正案)について説明をする。(会議資料 P21～P24)
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・協議の結果、指針の改正を認め今後は、改正後の指針に沿って進めていく事とする。
事務局長	<p>④北部三町村農業委員会交流会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日等の調整について説明をする。
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・協議の結果、去年も延期という事で、なかなか開催が出来ないですがコロナウイルスの感染状況を見ながら進めていく事とする。事務局へ一任する。
事務局	<p>⑤農地買受け借受け希望について (別添資料) 2件</p>
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・農地買受・借受希望申出書について説明をする。(別添資料 P1、P2) ・補足説明をする。 ・地元委員が中心となって、全員協力をして農地を探す事とする。
事務局	<p>4 その他 ①情報提供</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会等に関する法律施行令・施行規則の一部を改正する政令案・省令案のパブリックコメント(意見公募)の開始について説明をする。(会議資料 P25～P26)
事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・意見等ある方は URL にアクセスして頂く様、お願い致します。(公募期間 7月21日～8月19日)
事務局	<p>②当面の日程について説明をする。</p>
	<p>③その他</p>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度、農業委員会業務必携を配布致しましたので、また活用の方お願い致します。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ポロシャツの配布について説明をする。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の総会で審議した送水管用地について、その後の進展状況を報告する。
唐澤喜廣委員	<ul style="list-style-type: none"> ・食料自給率の問題について県別では食料自給率が出ているのですが、南箕輪村の食料自給率は算出されるのか、検討をしてみたいです。 (国の掲げる農業農村基本計画と比較をしたい。)
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・調査元から聞いて調べてみます。
議長	<p>以上で議長の職を解かさせていただきます。</p>
唐澤会長代理	<p>閉会 以上を持ちまして、第14回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。 (午後3時58分終了)</p>
<p>以上、第14回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。 令和3年8月25日</p>	
<p>議長 高木 繁 雄 </p> <p>議事録署名委員 有賀 晴 彦 </p> <p>議事録署名委員 伊藤 良 夫 </p>	

